

第5回十勝中央合併協議会資料

協議第9号	財産及び債務の取扱いについて	1ページ
協議第10号	一般職の職員の身分の取扱いについて	14ページ
協議第11号	特別職の身分の取扱いについて	25ページ
協議第12号	電算システムの取扱いについて	38ページ
協議第13号	国民健康保険事業の取扱いについて	42ページ

「協議第9号 財産及び債務の取扱いについて」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	5 財産及び債務の取扱い
調整の内容	3町村の所有する財産及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。ただし、基金の取扱い及び法令に基づく地域自治組織に対する権利の承継については、別途協議する。

現況(平成14年度末現在)			調整の具体的内容
幕別町	更別村	忠類村	
【財産】 公有財産<別紙1> ・土地 23,561,859m ² ・立木推定蓄積量 184,466m ³ ・建物(延床面積) 174,144m ² ・有価証券 株券 58,150千円 会員券 750千円 ・出資による権利 838,543千円 物品<別紙2> ・公用車 122台 債権<別紙3> 971,948千円 基金等<別紙4> 3,496,389千円 【債務】 地方債残高<別紙5> 34,694,654千円 債務負担行為<別紙6> ・平成15年度以降の支出予定額 2,301,812千円	【財産】 公有財産<別紙1> ・土地 16,704,369m ² ・立木推定蓄積量 198,267m ³ ・建物(延床面積) 72,302m ² ・有価証券 株券 53,740千円 会員権 8,000千円 ・出資による権利 186,383千円 物品<別紙2> ・公用車 55台 債権<別紙3> 214,618千円 基金等<別紙4> 3,744,820千円 【債務】 地方債残高<別紙5> 7,094,630千円 債務負担行為<別紙6> ・平成15年度以降の支出予定額 576,350千円	【財産】 公有財産<別紙1> ・土地 20,203,200m ² ・立木推定蓄積量 203,883m ³ ・建物(延床面積) 41,801m ² ・有価証券 株券 15,130千円 ・出資による権利 29,801千円 物品<別紙2> ・公用車 46台 債権<別紙3> 18,457千円 基金等<別紙4> 2,108,141千円 【債務】 地方債残高<別紙5> 5,058,897千円 債務負担行為<別紙6> ・平成15年度以降の支出予定額 934,790千円	

別紙1

公有財産(土地)

(単位:m²)

区 分		幕 別 町	更 別 村	忠 類 村	合 計	
行政財産	本庁舎	4,065	7,466	22,011	33,542	
	公共用 財 産	学校	578,557	139,268	57,488	775,313
		公営住宅	112,478	101,057	44,386	257,921
		公園	1,038,578	567,093	68,728	1,674,399
		その他の施設	9,252,127	3,595,362	8,380,479	21,227,968
	山林(保安林)	5,139,000	9,968,240	872,000	15,979,240	
計	16,124,805	14,378,486	9,445,092	39,948,383		
普通財産	宅地	45,023	7,858	3,372	56,253	
	田畑	0	0	0	0	
	山林	7,170,000	1,532,963	10,063,900	18,766,863	
	その他	222,031	785,062	690,836	1,697,929	
	計	7,437,054	2,325,883	10,758,108	20,521,045	
合 計	23,561,859	16,704,369	20,203,200	60,469,428		

公有財産(立木推定蓄積量)

(単位:m³)

区 分	幕 別 町	更 別 村	忠 類 村	合 計
行政財産	83,422	177,288	19,806	280,516
普通財産	101,044	20,979	184,077	306,100
合 計	184,466	198,267	203,883	586,616

別紙1(つづき)

公有財産(建物)

(延床面積、単位:㎡)

区 分		幕 別 町		更 別 村		忠 類 村		合 計		
		木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造	
行政財産	本庁舎		49	3,816	58	2,825	0	1,031	107	7,672
	公共用 財 産	学校	2,715	50,428	674	11,716	108	7,261	3,497	69,405
		公営住宅	407	45,693	6,275	12,707	506	9,334	7,188	67,734
		公園	928	257	1,174	463	180	0	2,282	720
		その他の施設	15,548	52,096	5,064	30,255	5,218	17,522	25,830	99,873
	計		19,647	152,290	13,245	57,966	6,012	35,148	38,904	245,404
普通財産		768	1,439	264	827	193	448	1,225	2,714	
合 計		20,415	153,729	13,509	58,793	6,205	35,596	40,129	248,118	
		174,144		72,302		41,801		288,247		

別紙1(つづき)

公有財産(有価証券)

(単位:千円)

名 称	幕 別 町	更 別 村	忠 類 村	合 計
【株券】				
株式会社北海道畜産公社	690	420	300	1,410
帯広空港ターミナルビル株式会社	760	320	280	1,360
十勝テレホンネットワーク株式会社	200	50	50	300
十勝モーターパーク株式会社	0	7,950	0	7,950
株式会社幕別町地域振興公社	56,500	0	0	56,500
株式会社アドバンス	0	1,000	0	1,000
株式会社さらべつカントリーパーク	0	14,000	0	14,000
株式会社さらべつ産業振興公社	0	30,000	0	30,000
株式会社忠類振興公社	0	0	14,500	14,500
計	58,150	53,740	15,130	127,020
【会員券】				
株式会社 帯広国際	750	0	0	750
十勝モーターパーク株式会社	0	8,000	0	8,000
計	750	8,000	0	8,750
合 計	58,900	61,740	15,130	135,770

別紙1(つづき)

公有財産(出資による権利)

(単位:千円)

名 称		幕 別 町	更 別 村	忠 類 村	合 計	
出 資 金	幕別町森林組合	1,672	0	0	1,672	
	更別村森林組合	0	5,586	0	5,586	
	忠類村森林組合	0	0	4,050	4,050	
	幕別町土地開発公社	5,000	0	0	5,000	
	更別村土地開発公社	0	7,000	0	7,000	
	忠類村土地開発公社	0	0	6,000	6,000	
	十勝中部広域水道企業団	717,183	146,783	0	863,966	
	十勝ふるさと市町村圏基金	51,480	16,200	13,320	81,000	
	北海道農業信用基金協会	1,600	1,550	1,640	4,790	
	北海道土地改良事業団体連合会	650	368	250	1,268	
	国民健康保険団体連合会診療報酬支払基金	462	170	94	726	
	(社)北海道私学振興基金協会	90	60	60	210	
	(財)北海道市町村職員福祉協会育英事業	1,250	750	750	2,750	
	(有)北海道索道サービス	0	0	50	50	
	計	779,387	178,467	26,214	984,068	
	出 捐 金	北海道信用保証協会	0	30	0	30
		(社)更別村社会福祉協議会	0	2,000	0	2,000
(財)北海道地域医療振興財団		0	0	142	142	
(財)北海道社会福祉施設運営財団		330	120	90	540	
(財)北海道農業開発公社		200	200	200	600	
(財)北海道勤労者信用基金協会		350	100	100	550	
(財)北海道学校保健会		261	184	165	610	
(財)北海道健康づくり財団		9,200	1,200	880	11,280	
(財)北海道暴力追放センター		1,700	500	300	2,500	
(財)十勝圏振興機構		20,412	3,276	1,431	25,119	
(財)札幌交響楽団		0	200	200	400	
(財)十勝勤労者共済センター		483	106	79	668	
(財)アイヌ文化振興研究推進機構		20	0	0	20	
(財)幕別町農業振興公社		20,000	0	0	20,000	
(財)十勝エコロジーパーク財団		6,200	0	0	6,200	
計	59,156	7,916	3,587	70,659		
合 計	838,543	186,383	29,801	1,054,727		

別紙2

物品(公用車)

(単位:台)

区 分	幕 別 町	更 別 村	忠 類 村	合 計
普通貨物自動車	17	6	2	25
小型貨物自動車	26	5	5	36
乗合自動車	12	6	4	22
普通乗用自動車	6	3	5	14
小型乗用自動車	23	9	7	39
特殊用途自動車	13	3	3	19
大型特殊自動車	8	4	6	18
小型特殊自動車	3	9	7	19
軽自動車	11	6	7	24
原動機付き自転車	3	4	0	7
合 計	122	55	46	223

別紙3

債権

(単位:千円)

区 分		幕別町	更別村	忠類村	合 計
町村税	住民税	74,438	2,057	1,952	78,447
	固定資産税	173,046	206,124	6,697	385,867
	国保税	258,618	4,984	8,730	272,332
	その他	9,327	21	79	9,427
	計	515,429	213,186	17,458	746,073
各種貸付金		394,335	0	0	394,335
使用料	住宅料	16,761	249	999	18,009
	水道使用料	29,056	944	0	30,000
	下水道使用料	13,396	170	0	13,566
	保育料等	28	46	0	74
	その他	1,860	8	0	1,868
	計	61,101	1,417	999	63,517
介護保険料		1,083	15	0	1,098
合 計		971,948	214,618	18,457	1,205,023

別紙4
基金等

(単位:千円)

名称		幕別町	更別村	忠類村	合計
一般会計	財政調整基金	818,000	519,611	562,277	1,899,888
	減債基金	1,093,375	614,864	362,586	2,070,825
	公共施設整備等基金	0	738,163	229,671	967,834
	教育施設建設基金	8,832	0	0	8,832
	土地開発基金(現金)	317,845	540,010	37,593	895,448
	(土地)	168,105	15,000	3,020	186,125
	図書館図書整備基金	64,050	0	0	64,050
	学校図書等整備基金(H15年度廃止)	0	2,000	0	2,000
	ふるさと創生事業基金	100,000	110,493	35,785	246,278
	国鉄広尾線代替輸送確保基金	0	17,477	34,287	51,764
	地域福祉基金	433,200	462,250	93,580	989,030
	酪農振興基金	72,253	0	0	72,253
	農業振興基金	0	351,471	86,043	437,514
	河川緑化整備事業基金	141,866	0	0	141,866
	村有林野基金	0	37,061	0	37,061
	国営土地改良事業施設整備基金	0	0	36,556	36,556
	中山間ふるさと水と土保全基金	0	0	6,350	6,350
	奨学資金積立基金	20,513	0	0	20,513
	小規模企業振興資金貸付基金	6,169	0	0	6,169
	勤労者生活資金貸付基金	4,472	0	0	4,472
備荒資金組合積立金(普通納付分)	104,750	104,750	114,962	324,462	
(超過納付分)	52,392	154,140	290,098	496,630	
特別会計	国民健康保険支払準備基金	0	45,554	16,696	62,250
	簡易水道事業特別会計基金	0	0	132,026	132,026
	農業集落排水事業償還基金	0	29,173	47,106	76,279
	農業集落排水事業特別会計基金	0	0	12,432	12,432
	介護保険財政関係基金	69,567	2,803	7,073	79,443
公営企業会計	水道会計積立金(法定分)	14,000	0	0	14,000
	(任意分)	7,000	0	0	7,000
合計		3,496,389	3,744,820	2,108,141	9,349,350

別紙5

地方債残高

(単位:千円)

名 称	幕 別 町	更 別 村	忠 類 村	合 計
一般会計	21,100,609	5,899,942	3,643,349	30,643,900
一般公共事業債	2,397,241	431,498	319,117	3,147,856
一般単独事業債	10,477,132	1,307,280	593,821	12,378,233
公営住宅建設事業債	1,889,099	367,031	419,420	2,675,550
義務教育施設整備事業債	1,306,922	49,560	83,927	1,440,409
辺地対策事業債	816,018	8,735	5,689	830,442
災害復旧事業債	86,714	1,700	6,083	94,497
過疎対策事業債	0	2,916,893	1,495,566	4,412,459
財源対策債	586,053	179,204	8,539	773,796
減税補てん債	629,189	102,093	45,273	776,555
臨時財政対策債	582,200	263,200	181,500	1,026,900
その他	2,330,041	272,748	484,414	3,087,203
特別会計	10,952,475	1,194,688	1,415,548	13,562,711
国民健康保険	0	20,684	0	20,684
簡易水道	859,436	68,279	628,497	1,556,212
公共下水道	9,338,277	1,105,725	0	10,444,002
個別排水	582,762	0	82,800	665,562
農業集落排水	0	0	704,251	704,251
公共用地取得	172,000	0	0	172,000
公営企業会計	2,641,570	0	0	2,641,570
水道	2,641,570	0	0	2,641,570
合 計	34,694,654	7,094,630	5,058,897	46,848,181

別紙6

債務負担行為

(単位:千円)

区 分	幕 別 町			更 別 村			忠 類 村			合 計		
	債務負担 行為限度 額	平成15年度 以降の支出 予定額	支出予定額 のうち一般 財源等	債務負担 行為限度 額	平成15年度 以降の支出 予定額	支出予定額 のうち一般 財源等	債務負担 行為限度 額	平成15年度 以降の支出 予定額	支出予定額 のうち一般 財源等	債務負担行 為限度額	平成15年度 以降の支出 予定額	支出予定額 のうち一般 財源等
土地の購入に 係るもの	0	0	0	121,461	28,415	28,415	88,000	0	0	209,461	28,415	28,415
建造物の購入に 係るもの	226,751	37,785	37,785	0	0	0	0	0	0	226,751	37,785	37,785
その他の物件の 購入に係るもの	31,953	27,947	27,947	0	0	0	0	0	0	31,953	27,947	27,947
製造・工事の請負 に係るもの	229,367	83,225	5,408	0	0	0	0	0	0	229,367	83,225	5,408
債務保証、損失補 償に係るもの	3,070,500	0	0	0	0	0	68,741	0	0	3,139,241	0	0
その他	5,725,151	2,152,855	1,923,298	3,614,790	547,935	349,076	1,740,984	934,790	807,238	11,080,925	3,635,580	3,079,612
合 計	9,283,722	2,301,812	1,994,438	3,736,251	576,350	377,491	1,897,725	934,790	807,238	14,917,698	3,812,952	3,179,167

財産及び債務の取扱いに関する法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（市町村の廃置分合及び境界変更）

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 略

3 略

4 第1項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

5 第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（債務負担行為）

第214条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかななければならない。

（財産の管理及び処分）

第223条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

（地方債）

第230条 普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起すことができる。

2 前項の場合において、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は予算でこれを定めなければならない。

（公有財産の範囲及び分類）

第238条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

(1) 不動産

(2) 船舶、浮標、浮棧橋及び浮ドック並びに航空機

(3) 前2号に掲げる不動産及び動産の従物

(4) 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利

(5) 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利

(6) 株券、社債券（特別の法律により設立された法人の発行する債券を含み、短期社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第2条第2項に規定する短期社債等に係るものを除く。）及び地方債証券（社債等登録法（昭和17年法律第11号）の規定により登録されたものを含む。）並びに国債証券（国債に関する法律（明治39年法律第34号）の規定により登録されたものを含む。）その他これらに準ずる有価証券

(7) 出資による権利

(8) 不動産の信託の受益権

2 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

3 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

(合併特例区の設置に伴う権利の承継)

第5条の11 合併特例区が成立する際に現に合併関係市町村(第5条の13第3項に規定する場合には、合併市町村)が有する権利のうち、合併特例区の運営に必要なものとして当該合併関係市町村の協議により定めるものは、当該合併特例区の成立の時に当該合併特例区が承継するものとする事ができる。

【用語解説】

財産

・公有財産、物品、債権、基金の4種類に分類されるもの。

公有財産

・地方公共団体が保有する不動産、特定の動産、物権、無体財産権、有価証券、出資による権利など。

行政財産

・公有財産の一部であり、庁舎などの自らの事務事業のため直接使用する公用財産と、道路、公園、学校のように住民の利益のため共同利用させる公共用財産とに分類される。
・原則的に貸し付け、交換、売り払いや私権の設定ができない。

普通財産

・公有財産の一部であり、行政財産以外の特定の行政目的がなく所有している財産。
・行政財産と違い、貸し付け、交換、売り払いや私権の設定ができる。

有価証券

・株券、社債券及び地方債証券並びに国債証券その他これらに準ずるもの。

出資による権利

・特定の法人又は組合に対して、その資本金、基金等の一部として金銭その他の財産を提供することで、社団法人への出資、財団法人への出捐金を含む。

物品

・地方公共団体が所有する動産のことで、その使用形態、品質、耐久度及び使用目的によって区分される。自動車など比較的長期間にわたってその形状又は性質を変更することなく反復使用することができるものは備品として区分される。

債権

・金銭給付を目的とする権利のことであり、地方税、分担金、使用料等の公法上の収入金にかかる債権、物件の売払い代金、貸付料等の私法上の収入金にかかる債権のほか、歳出金の誤払い、過払いに基づく返還金にかかる債権など地方公共団体が自己以外の者に対して金銭の給付を請求しうるすべての権利を含む。

基金

・地方公共団体が特定の目的のために資金を積み立てるもので、一般家庭の貯金のようなもの。
・条例により設置の目的及び管理運営の方法等を明らかにされており、特定の目的のために財産を維持管理又は資金を積み立てる基金と、特定の目的のために定額の資金を運用する基金の大きく二つに区別される。

地方債

・地方公共団体が公共施設などの施設建設のために、資金調達的手段として会計年度を越えて金銭を借り入れるもの。
・長期間使用する公共施設の建設費用を、現在の世代の税收だけでまかなうのではなく、世代を超えて公平に負担していくことが主な目的であり、実施する事業の種類により充当率(事業費に対する借入額の割合)が定められており、借入れに当たっては、議会の議決が必要。
・借入先は財務省などの政府資金、公営企業金融公庫、民間の金融機関など。

債務負担行為

・数年度に渡る建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のような債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなど、将来の財政支出を約束する行為。限度額と期間を定めて約束するもので、一般家庭の分割払いにあたる。

先進事例

ささやまし 篠山市(兵庫県)

4町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。
畑財産区有財産として新町に引き継ぐものとする。

西東京市(東京都)

- (1) 公有財産と物品は、合併後新市に引き継ぐものとする。
- (2) 有価証券、出資による権利及び債権は、合併後新市に引き継ぐものとする。
- (3) 基金については、合併後新市に引き継ぐものとする。

南アルプス市(山梨県)

財産、公の施設の取扱いについては、現状のまま新市に引き継ぐ。

やまがたし 山泉市(岐阜県)

3町村の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。
財産区有財産は、財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。

おおさかみしまちょう 大崎上島町(広島県)

3町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。

いなべ市(三重県)

4町の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。また、治田財産区有財産は、治田財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。

「協議第10号 一般職の職員の身分の取扱いについて」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	11 一般職の職員の身分の取扱い
調整の内容	<p>1 3町村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>2 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。</p> <p>3 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時までに統一するよう調整する。</p> <p>4 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から合併時までに統一するよう調整する。なお、現職員については、合併後速やかに給料の格差是正を図る。</p>

14

現況（平成16年4月現在）			調整の具体的内容																																	
幕別町	更別村	忠類村																																		
<p>【職員の定数及び職員数】</p> <p>定数内職員数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>条例定数</th> <th>実配置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長の事務部局</td> <td>199人</td> <td>189人</td> </tr> <tr> <td>議会の事務部局</td> <td>4人</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会</td> <td>1人</td> <td>0人(6)</td> </tr> <tr> <td>監査委員の事務部局</td> <td>1人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>農業委員会の事務部局</td> <td>5人</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局</td> <td>35人</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(学校・その他教育機関の職員を含む)</td> </tr> <tr> <td>東十勝消防事務組合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>幕別支署派遣</td> <td>-人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>245人</td> <td>229人</td> </tr> </tbody> </table>			区分	条例定数	実配置	町長の事務部局	199人	189人	議会の事務部局	4人	4人	選挙管理委員会	1人	0人(6)	監査委員の事務部局	1人	1人	農業委員会の事務部局	5人	4人	教育委員会の事務部局	35人	30人	(学校・その他教育機関の職員を含む)			東十勝消防事務組合			幕別支署派遣	-人	1人	計	245人	229人	
区分	条例定数	実配置																																		
町長の事務部局	199人	189人																																		
議会の事務部局	4人	4人																																		
選挙管理委員会	1人	0人(6)																																		
監査委員の事務部局	1人	1人																																		
農業委員会の事務部局	5人	4人																																		
教育委員会の事務部局	35人	30人																																		
(学校・その他教育機関の職員を含む)																																				
東十勝消防事務組合																																				
幕別支署派遣	-人	1人																																		
計	245人	229人																																		
<p>【職員の定数及び職員数】</p> <p>定数内職員数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>条例定数</th> <th>実配置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>村長の事務部局</td> <td>77人</td> <td>71人</td> </tr> <tr> <td>議会の事務部局</td> <td>2人</td> <td>2人(1)</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会</td> <td>-人</td> <td>0人(5)</td> </tr> <tr> <td>監査委員の事務部局</td> <td>-人</td> <td>0人(2)</td> </tr> <tr> <td>農業委員会の事務部局</td> <td>3人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局</td> <td>17人</td> <td>14人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(学校・その他教育機関の職員を含む)</td> </tr> <tr> <td>南十勝消防事務組合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>更別支署派遣</td> <td>-人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>99人</td> <td>91人</td> </tr> </tbody> </table>			区分	条例定数	実配置	村長の事務部局	77人	71人	議会の事務部局	2人	2人(1)	選挙管理委員会	-人	0人(5)	監査委員の事務部局	-人	0人(2)	農業委員会の事務部局	3人	3人	教育委員会の事務部局	17人	14人	(学校・その他教育機関の職員を含む)			南十勝消防事務組合			更別支署派遣	-人	1人	計	99人	91人	
区分	条例定数	実配置																																		
村長の事務部局	77人	71人																																		
議会の事務部局	2人	2人(1)																																		
選挙管理委員会	-人	0人(5)																																		
監査委員の事務部局	-人	0人(2)																																		
農業委員会の事務部局	3人	3人																																		
教育委員会の事務部局	17人	14人																																		
(学校・その他教育機関の職員を含む)																																				
南十勝消防事務組合																																				
更別支署派遣	-人	1人																																		
計	99人	91人																																		
<p>【職員の定数及び職員数】</p> <p>定数内職員数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>条例定数</th> <th>実配置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>村長の事務部局</td> <td>45人</td> <td>44人</td> </tr> <tr> <td>議会の事務部局</td> <td>2人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会</td> <td>-人</td> <td>0人(6)</td> </tr> <tr> <td>監査委員の事務部局</td> <td>-人</td> <td>0人(2)</td> </tr> <tr> <td>農業委員会の事務部局</td> <td>2人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局</td> <td>7人</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(学校・その他教育機関の職員を含む)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>56人</td> <td>54人</td> </tr> </tbody> </table>			区分	条例定数	実配置	村長の事務部局	45人	44人	議会の事務部局	2人	2人	選挙管理委員会	-人	0人(6)	監査委員の事務部局	-人	0人(2)	農業委員会の事務部局	2人	2人	教育委員会の事務部局	7人	6人	(学校・その他教育機関の職員を含む)			計	56人	54人							
区分	条例定数	実配置																																		
村長の事務部局	45人	44人																																		
議会の事務部局	2人	2人																																		
選挙管理委員会	-人	0人(6)																																		
監査委員の事務部局	-人	0人(2)																																		
農業委員会の事務部局	2人	2人																																		
教育委員会の事務部局	7人	6人																																		
(学校・その他教育機関の職員を含む)																																				
計	56人	54人																																		
<p>374人（実配置）</p> <p>（ ）内は兼務</p>																																				

現況（平成16年4月現在）

調整の具体的内容

幕別町

更別村

忠類村

【職員の種類】

事務吏員

部長、室長、課長、参事、所長、次長、主幹、場長、副所長、係長、副主幹、職長、主査、主任、主事

技術吏員

部長、課長、所長、副所長、主幹、主任技師、係長、技師長、保育所長、保育士長、栄養士、職長、主査、主任、技師、保健師、保育士、車両技師、汽缶技師、飼育技師、営繕技師、業務員、用務員

その他の職員

主事補、技師補、保育士、栄養士、技手、業務員、用務員、業務補、用務補

【給料】

給料表 行政職 8 級制

初任給 大卒 2 級 2 号給
短大卒 1 級 9 号給
高校卒 1 級 7 号給

【職員の種類】

吏員

参事、所長、事務長、主幹、看護総師長、主査、看護師長、主任、主事、技師、生活相談員、機能訓練指導員、栄養士、エックス線技師、検査技師、運転技術員、保健師、看護師、准看護師

その他の職員

主事補、技師補、生活相談員、機能訓練指導員、栄養士、エックス線技師、検査技師、運転技術員、看護師、准看護師

【給料】

給料表 行政職 8 級制

初任給 大卒 2 級 2 号俸
短大卒 1 級 10 号俸
高校卒 1 級 8 号俸

【職員の種類】

吏員

課長、ふれあいセンター福寿所長、在宅介護支援センター所長、高齢者生活福祉センター施設長、主幹、係長、主査、主任、主事、技師

その他の職員

主事補、技師補、自動車運転手、事務生、公務補

【給料】

給料表 行政職 8 級制

初任給 大卒 2 級 2 号俸
短大卒 1 級 9 号俸
高校卒 1 級 7 号俸
中学卒 1 級 2 号俸

現況（平成16年4月現在）			調整の具体的内容
幕別町	更別村	忠類村	
<p>【級別職務分類】</p> <p>1級 定型的な職務を行う職務</p> <p>2級 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務</p> <p>3級 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務</p> <p>4級 主任の職務</p> <p>5級 係長、副主幹、主査の職務 特に困難な業務を行う主任の職務</p> <p>6級 主幹、次長、場長、副所長の職務 特に困難な業務を行う係長、副主幹、主査の職務</p> <p>7級 課長、参事、所長、館長、農業委員会事務局長、監査委員事務局長の職務 重要な業務を行う主幹、次長、場長、副所長の職務</p> <p>8級 部長、室長、支所長、議会事務局長の職務 重要な業務を行う課長、参事、所長、館長、農業委員会事務局長、監査委員事務局長の職務</p>	<p>【級別職務分類】</p> <p>1級 定期的な職務を行う業務</p> <p>2級 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務</p> <p>3級 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務</p> <p>4級 主任等の職務</p> <p>5級 主査、看護師長及び相当困難な業務を行う主任の職務</p> <p>6級 主幹の職務及び相当困難な業務を行う主査、看護師長の職務</p> <p>7級 参事、教育次長、議会及び農業委員会の事務局長、事務長及び所長の職務（以下参事等という。）相当困難な業務を行う主幹の職務</p> <p>8級 相当困難な業務を行う参事等の職務</p>	<p>【級別職務分類】</p> <p>1級 定型的な業務を行う職務</p> <p>2級 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務</p> <p>3級 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務</p> <p>4級 係長、主査及び主任の職務</p> <p>5級 重要な業務を所掌する係長等及び主任の職務</p> <p>6級 主幹の職務及び特に重要な業務を所掌する係長等の職務</p> <p>7級 課長、議会及び農業委員会の事務局長、教育次長、学校給食センター所長及び重要な業務を所掌する主幹の職務</p> <p>8級 重要な業務を所掌する課長等の職務</p>	

現況（平成16年4月現在）

幕別町	更別村	忠類村	調整の具体的内容
<p>【諸手当】 管理職手当 部長職 15% 課長職 12% 課長相当 10%</p> <p>扶養手当 国の基準と同じ</p> <p>住居手当 自己の所有に属する住宅に居住している職員 16,000円</p> <p>借家・借間 月額8,000円を超える家賃を支払っている職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月額23,000円以下の家賃の場合 8,000円を控除した額 ・月額23,000円を超える家賃の場合 23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円）に15,000円を加算した額 <p>寒冷地手当 国の基準と同じ</p> <p>退職手当 北海道市町村職員退職手当組合の規定による</p>	<p>【諸手当】 管理職手当 参事相当職 12% 主幹 10%</p> <p>扶養手当 国の基準と同じ</p> <p>住居手当 自己の所有に属する住宅に居住している職員 15,000円 （取得後5年間は17,500円）</p> <p>借家・借間 月額6,000円を超える家賃を支払っている職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月額20,000円以下の家賃の場合 6,000円を控除した額 ・月額20,000円を超える家賃の場合 20,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が9,000円を超えるときは9,000円）に14,000円を加算した額 <p>寒冷地手当 国の基準と同じ</p> <p>退職手当 北海道市町村職員退職手当組合の規定による</p>	<p>【諸手当】 管理職手当 課長相当職 12% 主幹 10%</p> <p>扶養手当 国の基準と同じ</p> <p>住居手当 自己の所有に属する住宅に居住している職員 11,000円</p> <p>借家・借間 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月額23,000円以下の家賃の場合 12,000円を控除した額 ・月額23,000円を超える家賃の場合 23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円）に11,000円を加算した額 <p>寒冷地手当 国の基準と同じ</p> <p>退職手当 北海道市町村職員退職手当組合の規定による</p>	

現況（平成16年4月現在）			調整の具体的内容
幕別町	更別村	忠類村	
期末手当・勤勉手当 支給率 国の基準と同じ 加算割合 4～5級 100分の5 6～7級 100分の10 8級 100分の15	期末手当・勤勉手当 支給率 国の基準と同じ 加算割合 4～5級 100分の5 6～7級 100分の10 8級 100分の15	期末手当・勤勉手当 支給率 国の基準と同じ 加算割合 4～5級 100分の5 6～7級 100分の10 8級 100分の15	
宿日直手当 勤務1回につき4,200円 常直的な宿日直勤務の額 ・月の2分の1を越えて勤務した場合 21,000円 ・月の2分の1に満たない場合 10,500円	宿日直手当 役場施設等 4,200円 診療所 医師 10,800円 看護師等 7,200円	宿日直手当 勤務1回につき 4,200円	
通勤手当 町独自(1,900円～10,900円)	通勤手当 国の基準と同じ	通勤手当 該当なし	
単身赴任手当 支給要件のみ国の基準と同じ (23,000円～68,000円)	単身赴任手当 該当なし	単身赴任手当 該当なし	
特殊勤務手当 該当なし	特殊勤務手当 (1) X線作業手当 5,000円/月 (2) 除雪作業手当 1,000円/日 (3) 伝染病防疫作業手当 500円/日 (4) 徴収・滞納処分従事手当 500円/日	特殊勤務手当 (1) 遠隔地勤務手当 20,900円/月	

現況（平成16年4月現在）			調整の具体的内容
幕別町	更別村	忠類村	
<p>（勤務時間1時間当たりの単価） 下記の時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当の積算単価 $(給料月額 \times 12) \div ((1週間当たりの勤務時間[38.75時間]) \times 52)$</p> <p>時間外勤務手当 (1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 100分の125 (2) 上記の勤務以外の勤務 100分の135 (2)に該当している場合でも、勤務時間が3:15、4:30、7:45を超えて勤務した場合は、その時間数の振替を取り、100分の25を時間外手当として支給する 夜間（午後10時～午前5時まで）の間に勤務した場合は、それぞれの時間に100分の25を足した割合とする</p> <p>休日勤務手当 (1) PM10:00～AM5:00 100分の160 (2) 上記以外 100分の135</p> <p>夜勤手当 国の基準と同じ25/100。</p>	<p>（勤務時間1時間当たりの単価） 下記の時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当の積算単価 $(給料月額 \times 12) \div ((1週間当たりの勤務時間[38.75時間] \times 52) - 休日に係る勤務時間)$ 上記休日とは、国民の祝日に関する法律による休日及び年末年始の休日</p> <p>時間外勤務手当 (1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 100分の125 (2) 上記の勤務以外の勤務 100分の135 (2)に該当している場合でも、勤務時間が3:15、4:30、7:45を超えて勤務した場合は、その時間数の振替を取り、100分の35を時間外手当として支給する 夜間（午後10時～午前5時まで）の間に勤務した場合は、それぞれの時間に100分の25を足した割合とする</p> <p>休日勤務手当 (1) PM10:00～AM5:00 100分の160 (2) 上記以外 100分の135</p> <p>夜勤手当 国の基準と同じ25/100</p>	<p>（勤務時間1時間当たりの単価） 下記の時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当の積算単価 $(給料月額 \times 12) \div ((1週間当たりの勤務時間[38.75時間]) \times 52)$</p> <p>時間外勤務手当 (1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 100分の125 (2) 上記の勤務以外の勤務 100分の135 (2)に該当している場合でも、勤務時間が3:15、4:30、7:45を超えて勤務した場合は、その時間数の振替を取り、100分の25を時間外手当として支給する 夜間（午後10時～午前5時まで）の間に勤務した場合は、それぞれの時間に100分の25を足した割合とする</p> <p>休日勤務手当 (1) PM10:00～AM5:00 100分の160 (2) 上記以外 100分の135</p> <p>夜間勤務手当 国の基準と同じ25/100</p>	

現況（平成16年4月現在）			調整の具体的内容
幕別町	更別村	忠類村	
<p>【退職勧奨制度】 退職時の年齢が50歳以上で、次に掲げる事由のいずれかに該当し、勧奨を行うことが適当と認められる者</p> <p>(1) 勤続年数が20年以上、係長及び相当の職以上の役職の者で、後進に道をゆずる場合</p> <p>(2) 希望退職募集期間内（5月1日から5月31日）に申し出た場合</p> <p>(3) その他町長が必要と認めた場合</p> <p>勧奨の時期及び方法</p> <p>(1) 勧奨は文書にて、勧奨の日から30日以内に退職願提出</p> <p>(2) 勧奨は、その年度の6月30日までに行う</p> <p>退職の期限 当該年度の末日（特別の事情があると認めるときはこの限りでない）</p> <p>勧奨退職時の特別昇給</p> <p>(1) 3号給の特別昇給</p> <p>ア 1号給については退職予定日から起算して6月前の日とする。</p> <p>イ 1号給以外の特別昇給については退職日とする。</p> <p>ウ 退職予定日が、退職願を受理した日から起算して6月に満たない場合は、全ての号給の特別昇給を退職日にする。</p>	<p>【退職勧奨制度】 対象者 50歳以上59歳以下で勤続期間10年以上</p> <p>事由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事管理を円滑に行い、行政組織の活性化を図る必要がある場合 ・その他人事管理上、任免権者が必要と認めた場合 <p>勧奨の時期及び方法 当該年度の7月末までに願い出があった場合に退職の承認をおこなう。（特別の事情がある場合はその都度）</p> <p>退職の時期 当該年度の末日。（特別の事情があると認めるときはこの限りでない。）</p> <p>勧奨退職時の特別昇給</p> <p>(1) 55歳以上59歳以下 勤続20年以上 3号俸以内</p> <p>(2) 55歳以上59歳以下 勤続10年以上 2号俸以内</p> <p>(3) 50歳以上54歳以下 勤続10年以上 3号俸以内</p>	<p>【退職勧奨制度】 対象者 勤続期間20年以上、当該年度において年齢が58歳に達する者。（特殊な事由のある者55歳以上）</p> <p>事由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事管理を円滑に行い、行政組織の活性化を図る必要がある場合 ・主幹以上の職にある者で、後進に道を譲る場合 ・その他村長が特に必要と認めた場合 <p>勧奨の時期及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勧奨をするときは、毎年5月1日までに文書で行う ・勧奨を受けた職員は、その日から30日以内に回答 <p>退職の時期 当該年度の末日。（職員の願い出により随時退職を承認することができる。）</p> <p>勧奨退職時の特別昇給</p> <p>(1) 58歳以下 2号俸</p> <p>(2) 56歳以下 3号俸</p>	

地方公務員法（昭和25年法律第261号）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、左に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

(1)の2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

(1)の3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第24条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

2 前項の規定の趣旨は、できるだけすみやかに達成されなければならない。

（分限及び懲戒の基準）

第27条 全ての職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。

3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることがない。

（降任、免職、休暇等）

第28条 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

一 勤務成績が良くない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 前二号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合

四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2 職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。

一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

二 刑事事件に関し起訴された場合

3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続き及び効果は、法律に特別の定がある場合を除く外、条例で定めなければならない。

4 職員は、第16条各号（第3号を除く。）の一に該当するに至ったときは、条例に特別の定がある場合を除く外、その職を失う。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

（職員の身分取扱い）

第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職にある合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。

2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。

先進事例

ささやまし 篠山市(兵庫県)

篠山町、西紀町、丹南町、今田町及び多紀郡広域行政事務組合の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。

職員の定数の合計については、現行定数を移行するものとし、各区分毎の定数の割り振りについては、合併時に調整する。なお、合併後は、職員の定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

職員の職名については、合併時に調整し統一を図る。

給与については、町村会準則給料表を基準とし、級別標準職務表は合併時に調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保証する。

西東京市(東京都)

2市の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、調整し、統一を図る。

給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保証する。

おおさきかみじまちょう 大崎上島町(広島県)

一般職の職員は、すべて新町の一般職の職員として引継ぐものとする。

職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、計画的に類似団体の規模に近づけるものとする。

新町における職名、職階、給与制度については、国、他の自治体の例を参考に、合併時まで調整し、統一する。

ふ じ か わ く ち こ ま ち
富士河口湖町(山梨県)

- 1 . 河口湖町、勝山村及び足和田村の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐ。
- 2 . 上九一色村の一般職の職員については、分村のため、合併時までに調整し、新町に引き継ぐ。
- 3 . 河口湖南水道企業団の職員については、すべて新町の職員として引き継ぐ。
- 4 . 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- 5 . 職名及び任用基準については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一を図る。
- 6 . 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し、統一を図る。なお、合併時、現職員については、現給を保障する。

い な べ 市 (三 重 県)

- 1) 4 町の一般職の職員及び西員弁清掃組合の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- 2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。
- 3) 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に調整し統一を図る。
- 4) 給与については、職員の処遇及び給料の適正化の観点から、合併時に調整し統一を図る。なお、現職員については合併後速やかに給料の格差是正を行なう。

「協議第11号 特別職の身分の取扱いについて」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	12 特別職の身分の取扱い
調整の内容	<p>1 町長以外の常勤の特別職の設置については、各法令の定めるところにより、合併時までに調整する。なお、任期は、各法令の定めるところによる。 常勤の特別職の給与は、合併時までに調整する。</p> <p>2 議会議員の報酬額等は、合併時までに調整する。</p> <p>3 行政委員会の委員会及び委員の設置並びに委員の数、任期については、各法令の定めるところによる。 報酬額は、合併時までに調整する。</p> <p>4 その他の条例で定める特別職の設置並びに委員の数、任期、報酬額等については、3町村すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として合併時に再編するものとし、3町村で独自に設置されているものについては、そのあり方について調整する。</p>

25

現 況			調整の具体的内容
幕別町	更別村	忠類村	
<p>1 常勤の特別職</p> <p>特別職の給料</p> <p>町長 872,000円/月</p> <p>助役 711,000円/月</p> <p>収入役 629,000円/月</p> <p>教育長 629,000円/月</p> <p>期末手当</p> <p>支給率</p> <p>6月期末手当 100分の210</p> <p>12月期末手当 100分の230</p> <p>加算率</p> <p>町長、助役、収入役、教育長 15%</p> <p>寒冷地手当 一般職の職員の例による</p> <p>退職手当 北海道市町村職員退職手当組合の規定による</p> <p>その他の手当 なし</p>	<p>1 常勤の特別職</p> <p>特別職の給料</p> <p>村長 784,000円/月</p> <p>助役 648,000円/月</p> <p>収入役 570,000円/月</p> <p>教育長 570,000円/月</p> <p>期末手当</p> <p>支給率</p> <p>6月期末手当 100分の210</p> <p>12月期末手当 100分の230</p> <p>加算率</p> <p>村長 5%</p> <p>助役、収入役、教育長 10%</p> <p>寒冷地手当 当分の間支給しない</p> <p>退職手当 北海道市町村職員退職手当組合の規定による</p> <p>その他の手当 なし</p>	<p>1 常勤の特別職</p> <p>特別職の給料</p> <p>村長 800,000円/月</p> <p>助役 643,000円/月</p> <p>収入役 助役兼掌</p> <p>教育長 574,000円/月</p> <p>期末手当</p> <p>支給率</p> <p>6月期末手当 100分の210</p> <p>12月期末手当 100分の230</p> <p>加算率</p> <p>該当なし</p> <p>寒冷地手当 一般職と同じ</p> <p>退職手当 北海道市町村職員退職手当組合の規定による</p> <p>その他の手当 なし</p>	<p>1 常勤の特別職</p> <p>町長以外の常勤の特別職の設置については、各法令の定めるところにより、合併時までに調整する。なお、任期は、各法令の定めるところによる。 常勤の特別職の給与は、合併時までに調整する。</p>

		現 況				調整の具体的内容
幕別町		更別村		忠類村		
2 議会議員		2 議会議員		2 議会議員		2 議会議員 議会議員の報酬額等は、合併時までに調整する。なお、定数及び任期の取扱いは、「議会議員の定数及び任期の取扱い(協定項目8)」で別に協議する。
議長	330,000円/月	議長	275,000円/月	議長	270,000円/月	
副議長	264,000円/月	副議長	220,000円/月	副議長	198,000円/月	
委員長	236,000円/月	委員長	197,000円/月	委員長	183,000円/月	
議員	212,000円/月	議員	173,000円/月	議員	162,000円/月	
期末手当		期末手当		期末手当		
支給率		支給率		支給率		
6月	100分の170	6月	100分の120	6月	100分の190	
12月	100分の270	12月	100分の320	12月	100分の250	
加算率	15%	加算率	5%	加算率	該当なし	
3 行政委員会		3 行政委員会		3 行政委員会		3 行政委員会 行政委員会の委員会及び委員の設置並びに委員の数、任期については、各法令の定めるところによる。 報酬額は、合併時までに調整する。 農業委員会委員については、「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い(協定項目9)」で別に協議する。
教育委員会委員長	57,500円/月	教育委員会委員長	51,900円/月	教育委員会委員長	47,000円/月	
“ 委員	37,500円/月	“ 委員	34,000円/月	“ 委員	31,000円/月	
選挙管理委員会委員長	9,000円/日	選挙管理委員会委員長	8,400円/日	選挙管理委員会委員長	8,700円/日	
“ 委員	8,200円/日	“ 委員	7,500円/日	“ 委員	7,800円/日	
監査委員(識見者)	125,000円/月	監査委員(識見者)	89,000円/月	監査委員(識見者)	60,000円/月	
“ (議員)	52,000円/月	“ (議員)	49,200円/月	“ (議員)	31,000円/月	
公平委員会委員長	9,000円/日	公平委員会委員長	8,400円/日	公平委員会委員長	8,700円/日	
“ 委員	8,200円/日	“ 委員	7,500円/日	“ 委員	7,800円/日	
農業委員会会長	57,500円/月	農業委員会会長	53,900円/月	農業委員会会長	48,000円/月	
“ 会長代理	43,000円/月	“ 会長代理	37,000円/月	“ 会長代理	37,000円/月	
“ 委員	37,500円/月	“ 委員	34,900円/月	“ 委員	32,000円/月	
固定資産評価審査委員会委員長		固定資産評価審査委員会委員長		固定資産評価審査委員会委員長		
	9,000円/日		7,500円/日		7,800円/日	
“ 委員	8,200円/日	“ 委員	6,500円/日	“ 委員	6,600円/日	

現 況			調整の具体的内容
幕別町	更別村	忠類村	
4 その他の条例で定める特別職 (1) 審議会・委員会等の附属機関 総合計画策定審議会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日 国民健康保険運営協議会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日 学校給食センター運営委員会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日 公営住宅審議会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日 民生委員推薦会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日 特別職給料及び報酬審議会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日 公害対策審議会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日 表彰者選考委員会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日 使用料等審議会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日	4 その他の条例で定める特別職 (1) 審議会・委員会等の附属機関 ときめき夢大地さらべつ推進委員会 委員長 7,500円/日 委員 6,500円/日 国民健康保険運営協議会 会長 7,500円/日 委員 6,500円/日 学校給食センター運営委員会 委員長 7,500円/日 委員 6,500円/日 村営住宅委員会 委員長 7,500円/日 委員 6,500円/日 民生委員推せん会 委員長 7,500円/日 委員 6,500円/日 特別職報酬等審議会 委員長 7,500円/日 委員 6,500円/日 表彰者選考委員会 会長 7,500円/日 委員 6,500円/日 使用料等審議会 会長 7,500円/日 委員 6,500円/日	4 その他の条例で定める特別職 (1) 審議会・委員会等の附属機関 国民健康保険運営協議会 委員長 7,800円/日 委員 6,600円/日 学校給食センター運営委員会 委員長 7,800円/日 委員 6,600円/日 村営住宅入居者選考委員会 委員長 7,800円/日 委員 6,600円/日 民生委員推薦会 委員長 7,800円/日 委員 6,600円/日 特別職報酬等審議会 委員長 7,800円/日 委員 6,600円/日 表彰者選考委員会 委員長 7,800円/日 委員 6,600円/日 使用料等審議会（注2） 委員長 7,800円/日 委員 6,600円/日	4 その他の条例で定める特別職 その他の条例で定める特別職の設置並びに委員の数、任期、報酬額等については、3町村すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として合併時に再編するものとし、3町村で独自に設置されているものについては、そのあり方について調整する。

現 況			調整の具体的内容
幕別町	更別村	忠類村	
行政改革推進委員会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日	行政改革推進委員会 会長 7,500円/日 委員 6,500円/日	行政改革推進委員会 委員長 7,800円/日 委員 6,600円/日	
都市計画審議会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日			
情報公開・個人情報保護審査会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日	情報審査会 会長 7,500円/日 委員 6,500円/日		
青少年問題協議会 委員 7,000円/日	青少年問題協議会 委員 6,500円/日	青少年問題協議会 委員 6,600円/日	
防災会議 委員 7,000円/日	防災会議 委員 6,500円/日	防災会議 委員 6,600円/日	
文化財審議委員会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日			
名誉町民審査委員会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日		名誉村民審査委員会 委員長 7,800円/日 委員 6,600円/日	
健康づくり推進協議会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日			
廃棄物減量等推進審議会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日			
働く婦人の家運営委員会 委員 7,000円/日			
障害者福祉計画策定委員会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日			

現 況			調整の具体的内容
幕別町	更別村	忠類村	
介護保険運営等協議会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日			
奨学資金選考委員会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日			
就学指導委員会 会長 8,200円/日 委員 7,000円/日		就学指導委員会 委員長 7,800円/日 委員 6,600円/日	
体育指導委員 7,000円/日	体育指導委員 6,500円/日	体育指導委員 6,600円/日	
乳幼児対策審議会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日			
社会教育委員 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日	社会教育委員 委員長 7,500円/日 委員 6,500円/日	社会教育委員会 委員長 7,800円/日 委員 6,600円/日	
生活館運営審議会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日			
育成牧場運営委員会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日			
次世代育成支援対策地域協議会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日			
農業委員会に属する地区交換分合計画委員会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日		農業集団化地区委員及び計画委員 6,600円/日	

現 況			調整の具体的内容
幕別町	更別村	忠類村	
老人ホーム入所判定会議 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日 予防接種健康被害調査委員会 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日 社会福祉委員（注1） 委員長 8,200円/日 委員 7,000円/日	社会調査委員会 委員長 7,500円/日 委員 6,500円/日 子育て委員会 委員長 7,500円/日 委員 6,500円/日 保健福祉推進委員会 委員長 7,500円/日 委員 6,500円/日	民生調査委員 6,600円/日	
（注1） 「特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例」により、「専門委員」として報酬額が「委員長8,200円/日、委員7,000円/日」と規定されている委員。 なお、それ以外の4(1)に記載されている委員は上記条例上、「執行機関の附属機関の委員」として報酬額が「委員長8,200円/日、委員7,000円/日」と規定されている。		（注2） 「忠類村特別職の職員の報酬及び費用弁償条例」により、「その他の委員」として報酬額が「委員長7,800円/日、委員6,600円/日」と規定されている委員。	

現 況			調整の具体的内容			
幕別町	更別村	忠類村				
(2) その他の特別職						
投票管理者	12,700円/回	投票管理者		9,700円/日	投票管理者	12,000円/回
		投票管理者職務代理者		8,800円/日	投票管理者職務代理者	10,200円/回
投票立会人	10,800円/回	投票立会人		8,800円/日	投票立会人	10,200円/回
選挙長	10,700円/回	選挙長		8,400円/日	開票管理者及び選挙長	8,700円/回
開票管理者	10,700円/回	開票管理者		8,400円/日	開票管理者・選挙長職務代理者	7,800円/回
		選挙長職務代理者		7,500円/日		
		開票管理者職務代理者		7,500円/日	開票立会人及び選挙立会人	7,800円/回
選挙立会人	8,900円/回	選挙立会人		7,500円/日	学校医	147,000円/年
開票立会人	8,900円/回	開票立会人		7,500円/日	学校歯科医	118,000円/年
					学校薬剤師	44,000円/年
行政区長	均等割 13,800円/年 戸数割 (一戸当たり) 1,300円/年	行政区長		16,000円/月	行政区の区長	150,000円/年
国際交流員	300,000円/月				外国語指導助手	350,000円/月
交通安全指導員	1,400円/時	交通安全指導員		6,500円/日		

行政委員会の概要

事項 種類	法令の根拠	設置団体	権 限	組織（委員会の身分的取扱等）			
				委員数	選任の方法	任期	直接請求
教育委員会	地方自治法第180条の8 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条～15条	都道府県・市町村	教育機関の管理、教職員の任免、学校の組織編成等、社会教育・学術・文化に関する事務の管理執行	5人（条例により、都道府県・指定都市は6人、町村は3人にすることが可能）	議会の同意を得て長が任命	4年	解職請求（地教行法第8条）
選挙管理委員会	地方自治法第181条～194条	都道府県・市町村	選挙に関する事務、これに関係のある事務の管理	4人	議会において選挙	4年	解職請求（地方自治法第86条）
公平委員会	地方自治法第202条の2第1項、第2項 地方公務員法第7条～12条	市（人口15万未満、人口15万以上は人事委員会との選択）町村	勤務条件に関する措置要求・不利益処分にかかる審査	3人	議会の同意を得て長が選任	4年	なし
				他の地方公共団体に委託して事務を処理させることができる			
監査委員	地方自治法第195条～202条、第252条の32、第252条の33、第252条の35、第252条の36、第252条の38～252条の44	都道府県・市町村	財務に関する事務の執行・経営にかかる事務の管理・一般行政事務の執行に関する監査の実施・外部監査契約に基づく監査に関する事務	都道府県・25万市4人、市3～2人、町村2人	議会の同意を得て長が選任	識見を有する者 4年 議員 議員の任期（4年）	解職請求（地方自治法第86条）
固定資産評価審査委員会	地方自治法第202条の2第5項 地方税法第423条～434条	市町村	固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服の審査決定	3人以上	議会の同意を得て長が選任	3年	なし

行政委員会委員の身分の取扱い（新設合併の場合）

区 分	内 容
教育委員会	<p>【地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令】</p> <p>3 町村の委員は、失職する。</p> <p>失職した委員13人から職務執行者が5人の委員を臨時に選任する。(18条)</p> <p>選任された委員の任期は、設置後最初に行われる町長選挙後最初に招集される議会の会期の末日まで(18条)</p> <p>教育長は、選任された委員の互選により当該委員のうちから定めた者(委員長に選任された委員を除く。)(19条)</p> <p>その後、町長が、議会の同意を得て任命する。</p> <p>・最初に任命された委員の任期(20条)</p> <p>定数が5人の場合 2人は4年、1人は3年、1人は2年、1人は1年</p> <p>定数が3人の場合 1人は4年、1人は3年、1人は2年</p>
選挙管理委員会	<p>【地方自治法施行令第4条】</p> <p>3 町村の委員は、失職する。</p> <p>議会において選挙されるまでの間、従来選挙管理委員会委員であった者12人の互選により4人を定める。なお、職務執行者は、あらかじめ互選を行う場所及び日時について関係人に通知する。</p> <p>任期は、新町議会で委員が選挙されるまで</p> <p>その後、町議会において選挙(地方自治法182条)</p>
監査委員	<p>【地方自治法第195条、196条、197条】</p> <p>3 町村の委員は、失職する。</p> <p>* 監査委員は、新町監査委員に担任する事務を引き継がなければならない。(地方自治法施行令141条)</p> <p>新町長が議会の同意を得て、優れた識見を有する者及び議員のうちから選任する。(196条)</p> <p>定数は、町にあっては2人(195条)</p> <p>任期は4年(197条)</p>
公平委員会	<p>【地方公務員法第7条第3項、第4項、第9条】</p> <p>3 町村の委員は、失職する。</p> <p>人口15万未満の市町村は、条例で公平委員会を置くものとする。</p> <p>新町長が議会の同意を得て、人格が高潔で地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから選任する。(9条)</p> <p>定数は、3人(9条)</p> <p>任期は4年(9条)</p> <p>・他の地方公共団体へ委託して事務を処理させることができる。(7条)</p>
固定資産評価審査委員会	<p>【地方税法第423条】</p> <p>3 町村の委員は、失職する。</p> <p>- 1 職務執行者は、町長が選挙されるまでの間は、従来の委員であった者のうちから選任した者を委員に充てることができる。(選任する場合は、条例で定められた3人以上の定数)</p> <p>- 2 町長は、設置後最初に召集される議会の同意を得て委員が選任されるまでの間、従来の委員であった者のうちから選任した者を委員に充てることができる。(選任する場合は、条例で定められた3人以上の定数)</p> <p>委員数は、3人以上とし新町において条例で定める。</p> <p>市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから議会の同意を得て選任する。</p>

特別職の職員の身分の取扱いに関する法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

第168条 都道府県に出納長を置く。

2 市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。

4 副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。

5 副出納長及び副収入役は、事務吏員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。

6 出納長及び収入役は、検察官、警察官若しくは収税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員と兼ねることができない。

7 第141条、第142条、第159条、第162条、第163条本文及び第164条の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。

8 出納長及び収入役が、前項において準用する第142条の規定に該当するときは、その職を失う。その同条の規定に該当するかどうかは、普通地方公共団体の長がこれを決定しなければならない。

9 第143条第2項から第4項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

(1) 教育委員会

(2) 選挙管理委員会

(3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

(4) 監査委員

2 前項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会は、左の通りである。

(1) 公安委員会

(2) 地方労働委員会

(3) 収用委員会

(4) 海区漁業調整委員会

(5) 内水面漁場管理委員会

3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

(1) 農業委員会

(2) 固定資産評価審査委員会

(第4項から第8項 省略)

第 203 条 普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

- 2 前項の職員の中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定をした場合は、この限りではない。
- 3 第 1 項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- 4 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- 5 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

地方公務員法（昭和25年法律261号）

（一般職に属する地方公務員法及び特別職に属する地方公務員）

第 3 条 地方公務員法の職は、一般職と特別職に分ける。

- 2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。
- 3 特別職は、左に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

(1)の 2 地方開発事業団の理事長、理事及び幹事の職

(1)の 3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関に定める規定により、設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

先進事例

篠山市(兵庫県)

新市の職務執行者については、4町の長が別に協議して定めるものとする。
行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の規定のある場合は、その規定を適用する。規定のない場合は、新町において新たに選任するものとする。

西東京市(東京都)

市長のほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長、常勤監査委員を置く。
ア 任期は、各法令の定めるところによる。
イ 報酬は、現行報酬額をもとに調整する。
議会議員の報酬は、現行報酬額をもとに調整する。
行政委員会の委員数・任期は、各法令の定めるところによる。
報酬は、現行報酬額をもとに調整する。
審議会・委員会等の付属機関は、次のとおり取り扱うものとする。
ア 現に両市で設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。
イ 一方の市にのみ設置されているものは、新市において速やかに調整する。
ウ 人数、任期、報酬額は、現行の制度をもとに調整する。
その他の特別職は、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新市において新たに設置する。

大崎上島町(広島県)

特別職の職員(消防団員は除く)については、その設置、人数、任期、報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。
町長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。給与月額、現行金額及び同規模の自治体の例などをもとに調整する。
町議会議員及び農業委員会委員の報酬の額は同規模の自治体の例などをもとに調整する。
教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例などをもとに調整する。
その他の条例で定める特別職の職員については、3町すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。1町又は2町にのみ設置されているものについては、その必要性を判断して、合併時まで調整する。委員数、任期、報酬額等は現行の制度をもとに調整する。

- 1 新町の職務執行者については、4町村の長が別に協議して定める。
- 2 町長のほか常勤の特別職として、助役、収入役及び教育長を置く。なお、任期は、各法令の定めるところによる。また、報酬は、現行報酬額を基に調整する。
- 3 議会議員の報酬は、現行報酬額を基に調整する。
- 4 行政委員会の委員数、任期は、各法令の定めるところによる。なお、報酬は、現行報酬額を基に調整する。
- 5 附属機関は、次のとおり取扱う。
現に4町村で設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。
独自に設置されているものは、新町において速やかに調整する。
人数、任期、報酬額は、現行の制度を基に新町において調整する。
- 6 その他の特別職は、新町において引き続き設置する。なお、必要のあるものは、現行の任期、報酬額を基に調整し、新町において新たに設置する。

いなべ市(三重県)

- 特別職の職員（消防団員を除く。）については、その設置、人数、任期、報酬等について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。
- 1 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
 - 2 議会議員の報酬の額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
 - 3 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員、公平委員会の委員、農業委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
 - 4 その他の条例で定める特別職の職員については、4町すべてに設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。各町で設置されているものは、新市において速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等は現行の制度をもとに調整する。

「協議第12号 電算システムの取扱いについて」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	22-4 電算システムの取扱い
調整の内容	1 電算システムについては、住民サービスの低下を招かないよう合併時にシステムを統合し、ネットワークにより運用する。 2 本庁と総合支所間、さらに各庁舎を核として出先機関を結ぶネットワークを合併時まで構築する。

項目	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
基幹業務システム	方式 主に汎用機による自己処理 庁内LAN整備済	方式 主にCS形態のパソコンによる自己処理 庁内LAN整備済	方式 主に汎用機による委託処理 庁内LAN整備済	電算システムについては、住民サービスの低下を招かないよう合併時にシステムを統合し、ネットワークにより運用する。
内部情報システム	業務体制 電算システム担当係（企画室企画情報担当）が中心になって、システム及び機器の導入、管理及び運用を行う。	業務体制 電算システム担当係（総務課庶務情報担当）が中心になって、システム及び機器の導入、管理及び運用を行う。	業務体制 電算システム担当係（総務課庶務係）が中心になって、システム及び機器の導入、管理及び運用を行う。	
個別業務システム	方式 パソコンによる自己処理 業務体制 主に各担当部署が導入、管理運用を行う。	方式 パソコンによる自己処理 業務体制 主に各担当部署が導入、管理運用を行う。	方式 パソコンによる自己処理 業務体制 主に各担当部署が導入、管理運用を行う。	
情報ネットワーク	ネットワーク網 役場と一部施設が接続されている。 地域イントラネット整備事業により整備を行う予定。	ネットワーク網 役場と出先機関及び小中学校等を専用通信回線（光ケーブル）により接続している。 （平成14年度整備）	ネットワーク網 ・役場と接続されている施設はない。 ・地域イントラネット整備事業により整備を行う予定。	本庁と総合支所間、さらに各庁舎を核として出先機関を結ぶネットワークを合併時まで構築する。

主な電算システムの導入状況						
分類	システム名	主な業務内容等	幕別町	更別村	忠類村	
基幹業務システム	住民情報関連システム	総合住民管理システム	住民記録、外国人住民記録、各種証明書の発行			
		印鑑管理システム	印鑑登録、印鑑証明証の発行			
		選挙システム	選挙人名簿、入場券発行			
		住基ネットワークシステム	広域住民票の発行、住基台帳カードの発行			
	税、料金等関連システム	住民税システム	課税計算、納付書発行			
		固定資産税システム	異動処理、課税計算、納付書発行、評価替作業			
		軽自動車税システム	課税計算、納付書発行			
		収納管理システム	税及び使用料等の収納管理			(税のみ)
		国民健康保険賦課システム	賦課計算、納付書発行			
		上下水道システム	料金調定収納、納付書発行			
		下水道受益者負担金システム	賦課計算、納付書発行			
		個別排水システム	賦課計算、納付書発行			
		住宅台帳関係システム	使用者管理及び収納管理			
		保健関連システム	国民健康保険システム	資格管理、異動通知、保険証発行		
	国民年金システム		資格管理、給付管理			
	児童手当システム		受給者管理、手当額計算			
	老人措置費システム		入退所管理、徴収額の収納管理			
	福祉医療システム		受給者の資格管理、医療費管理			
	老人保健システム		受給者の資格管理、医療費管理			
	健康管理システム		健診対象者、検診結果の管理			
介護保険システム	資格管理、納付管理、受給者管理、給付実績管理					
	給食費システム	給食費の計算、納付書の発行				

主な電算システムの導入状況(つづき)						
分類	システム名	主な業務内容等	幕別町	更別村	忠類村	
内部情報システム	内部事務関連システム	財務会計システム	予算編成、執行、決算、決算統計			
		水道企業会計システム	予算編成、執行、決算			
		起債システム	起債登録処理、各種集計			(個別処理)
	情報関連システム	ホームページ	ホームページの作成、更新			
		インターネット	電子メール、ホームページ	(ホスティング)	(サーバー管理)	(ホスティング)
		グループウェア	スケジュール管理、掲示板、会議室等予約	(サイボーズ)	(ノーツ)	H16導入予定
		L G W A N	電子文書交換			
		公共施設予約管理システム	公共施設の予約管理			
公共端末	公共施設に端末機器を設置	(2台)	(2台)			
主な個別業務システム	図書館システム	蔵書管理、利用者管理、貸出・返却処理				
	例規検索システム	例規検索、廃止例規参照、新旧対照表作成				
	給与システム	給与計算、年末調整処理				
	人事システム	辞令簿・辞令書作成、人事記録管理台帳作成				
	家屋評価計算システム	家屋評価額の計算、家屋評価調書の作成				
	統合型地理情報システム	道路管理、上下水道管理等				
	農地地図情報システム	農家基本台帳管理、農地利用調整支援等		(農家台帳)		
	地籍調査準備システム	地籍調査成果管理				
	地籍調査支援システム	地籍調査事業事務支援				
	都市計画情報入力システム	都市計画区域土地利用現況				
	気象情報システム	気象情報管理				
その他	公的個人認証システム		(2箇所)	(1箇所)	(1箇所)	
	セキュリティ対策要綱					

先進事例

ささやまし 篠山市(兵庫県)

電算システム事業については、合併時に電算機器及びシステムを統一し、ネットワークシステムにより運用する。ただし、単独処理業務システムについては、新町において調整する。

西東京市(東京都)

当面両市の既存の電算システム(ホストコンピューター及びシステム)を有効に活用しながら、住民サービスの低下を招かないように合併時に電算システムの統合を図るものとする。ただし、新市発足後、できるだけ速やかに新市の電算システムを構築し、地域情報化の課題に対応できる環境整備を行うものとする。

おおさきかみじまちょう 大崎上島町(広島県)

ネットワークシステムについて、合併時までに本庁、支所等を結ぶネットワークシステムにより運用する。

税情報システム、住民情報システム、戸籍管理システム、財務会計システムは合併時までに電算機器、システム統合し、ネットワークシステムにより本所、支所等において同一のサービスが提供できるよう整備する。

単独システムについては、合併時までに調整する。

不正ウイルス防護システムについては、合併時までに導入を図る。

電算処理の運営及び管理については、関係規程を合併時までに整備する。

ふじかわぐちこまち 富士河口湖町(広島県)

電算業務については、合併時までに機器及びシステム統一を図り、新町においては、ネットワークシステムにより運用する。ただし、単独処理業務システムについては、合併時までに調整する。

いなべ市(三重県)

電算システム事業については、住民サービスの低下を招かないよう、合併時に基幹系の電算システムを中心に統合を図るものとする。

また、他のシステムについては、新市において調整し構築するものとする。

「協議第13号 国民健康保険事業の取扱いについて」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	22-6 国民健康保険事業の取扱い
調整の内容	1 国民健康保険税の賦課形態及び課税限度額については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 2 国民健康保険税の税率については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条の規定を適用し、合併する年度の翌年度以降5年度の経過措置により段階的に調整し、幕別町の税率を基準に統一する。ただし、介護保険分の税率については、合併する年度の翌年度に再編する。 3 国民健康保険税の法定軽減制度については、合併する年度は現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併する年度の翌年度以降は法令の定めるところにより統一する。 4 国民健康保険税の納期については、合併時まで調整する。 5 保険給付及び高額療養費貸付あっせんについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 6 保健事業については、新町において調整する。 7 国民健康保険運営協議会については、合併時に統合する。

42

区分	現況			調整の具体的内容				
	幕別町	更別村	忠類村					
国民健康保険税				賦課形態及び課税限度額については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 税率については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併する年度の翌年度以降5年度の経過措置により段階的に調				
賦課形態	保険税	保険税	保険税					
被保険者数	8,636人	2,018人	849人					
世帯数	3,986世帯	653世帯	341世帯					
税率	医療保険分	所得割	8.5%		所得割	3.8%	所得割	3.7%
		資産割	10.0%		資産割	35.0%	資産割	30.0%
	応益	均等割	30,000円		均等割	16,000円	均等割	24,000円
		平等割	36,000円		平等割	22,000円	平等割	31,000円
介護保険分	応能	所得割	0.40%		所得割	0.26%	所得割	0.37%
		資産割	4.0%		資産割	3.6%	資産割	3.0%
	応益	均等割	5,500円	均等割	5,300円	均等割	5,800円	
		平等割	3,500円	平等割	3,700円	平等割	4,900円	

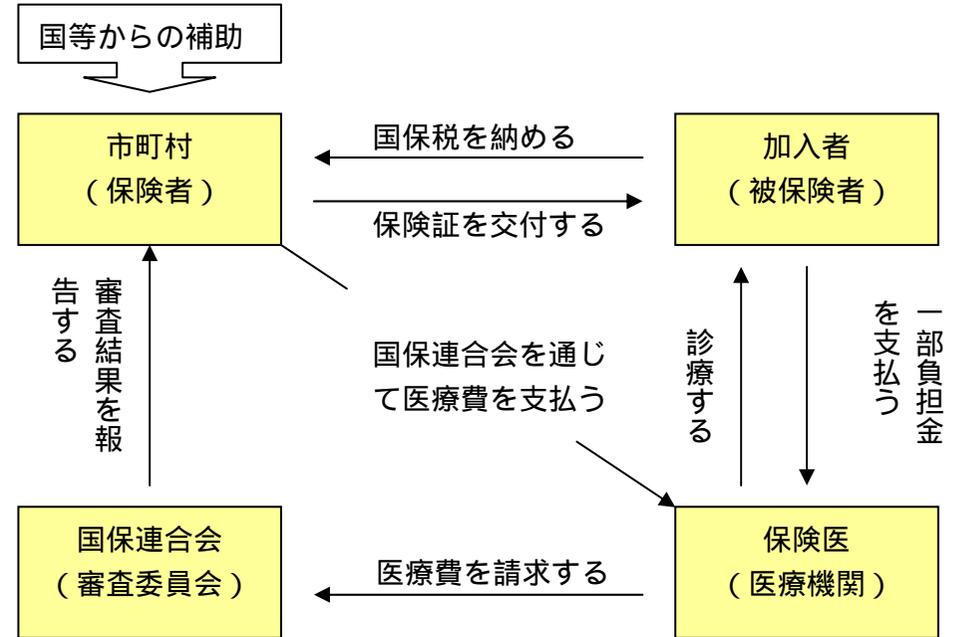
区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
国民健康保険税 (つづき)				<p>整し、幕別町の税率を基準に統一する。</p> <p>ただし、介護保険分の税率については、合併する年度の翌年度に再編する。</p> <p>法定軽減制度については、合併する年度は現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併する年度の翌年度以降は法令の定めるところにより統一する。</p> <p>納期については、合併時まで調整する。</p>
課税限度額	医療保険分 530,000円	医療保険分 530,000円	医療保険分 530,000円	
	介護保険分 80,000円	介護保険分 80,000円	介護保険分 80,000円	
法定軽減制度	7割・5割・2割	6割・4割	7割・5割・2割	
納期	第1期 6月16日 ~ 同月30日まで 第2期 8月16日 ~ 同月31日まで 第3期 9月16日 ~ 同月30日まで 第4期 10月16日 ~ 同月31日まで 第5期 11月16日 ~ 同月30日まで 第6期 12月1日 ~ 同月25日まで	第1期 8月11日 ~ 同月31日まで 第2期 10月11日 ~ 同月31日まで 第3期 12月1日 ~ 同月20日まで 第4期 2月11日 ~ 同月28日まで	第1期 7月1日 ~ 同月31日まで 第2期 10月1日 ~ 同月31日まで 第3期 12月1日 ~ 同月25日まで	
保険給付	療養の給付 国制度のとおり 療養費 国制度のとおり 高額療養費 国制度のとおり 出産育児一時金 300,000円 葬祭費 10,000円	療養の給付 国制度のとおり 療養費 国制度のとおり 高額療養費 国制度のとおり 出産育児一時金 300,000円 葬祭費 10,000円	療養の給付 国制度のとおり 療養費 国制度のとおり 高額療養費 国制度のとおり 出産育児一時金 300,000円 葬祭費 10,000円	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
高額療養費貸付あ っせん	貸付金額 高額療養費支給見込 額の90%以内 貸付利息 無利息	貸付金額 高額療養費支給見込 額の90%以内 貸付利息 無利息	貸付金額 高額療養費支給見込 額の90%以内 貸付利息 無利息	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
保健事業	医療費通知 健康教育講演会の実施 健康教育	医療費通知 (健康教育等は、一般会計において実施)	医療費通知 (健康教育等は、一般会計において実施)	新町において調整する。
国民健康保険運営協議会	任期 2年 委員定数 ・被保険者を代表する委員 3名 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3名 ・公益を代表する委員 3名	任期 2年 委員定数 ・被保険者を代表する委員 3名 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3名 ・公益を代表する委員 3名	任期 2年 委員定数 ・被保険者を代表する委員 2名 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 2名 ・公益を代表する委員 2名	合併時に統合する。

国民健康保険制度の概要

1. 国民健康保険

国民健康保険（国保）とは、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように加入者がお互いに支えあう制度です。国保は、国保税と国などからの補助金などによって、私たちの住む市町村が運営をしています。



2. 国民健康保険の加入者

日本では、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、すべての人が医療保険に加入することになっています。（国民皆保険制度）

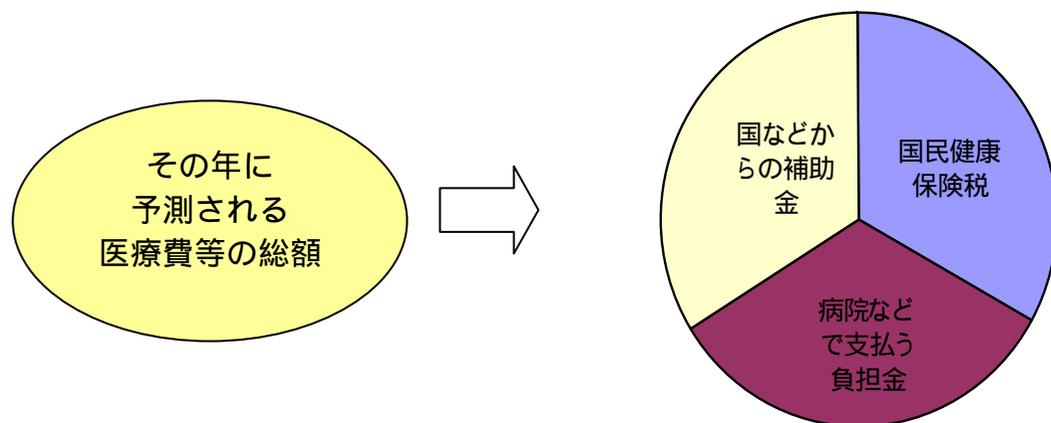
職場の健康保険に加入している人（扶養家族も含む）や生活保護を受けている人を除き、その市町村に住んでいる人はすべて国保に加入しなければなりません。

国保に加入する人

- ・ お店などを経営している自営業の人
- ・ 農業や漁業などを営んでいる人
- ・ 退職して職場の健康保険をやめた人
- ・ パートやアルバイトなどをしている、職場の健康保険に加入していない人
- ・ 外国人登録をされていて、1年以上日本に滞在するものと認められた外国人

3. 国民健康保険税

国民健康保険税（国保税）は、国などの補助金とともに国保の給付費用などにあてる財源となっています。その年に予想される医療費や老人保健の拠出金などの総額から、加入者が病院で支払う一部負担金や国などからの補助金などを差し引いた分が国民健康保険税として集めなくてはならない総額となります。国保税は、これを所得、資産、加入者数及び加入世帯数に応じて割り振り、決められています。また、40歳以上64歳以下の人は、医療保険分と併せて、介護保険分も納付することになっています。



1世帯当りの国民健康保険税の決まり方
 現在3町村では、国民健康保険税の総額を次の4つの項目に割り振り、それらを組み合わせて1世帯ごとの税額が決められます。

応能割	所得割	世帯の所得額に応じて計算
	資産割	世帯の資産税額に応じて計算
応益割	均等割	1人当たりいくらとして計算
	平等割	1世帯当たりいくらとして計算

上記の方式のほか、資産割を除いた方式や資産割、平等割を除いた方式があり、市町村によって異なります。

4. 3町村の保険税率等

区分		幕別町	更別村	忠類村	
医療保険分	応能割	所得割	8.50%	3.80%	3.70%
		資産割	10.00%	35.00%	30.00%
	応益割	均等割	30,000円	16,000円	24,000円
		平等割	36,000円	22,000円	31,000円
課税限度額		530,000円	530,000円	530,000円	

5. 国民健康保険税の減額

所得が一定基準以下の世帯については、国民健康保険税のうち、応益割額（均等割額と平等割額の合計）部分を段階的に減額し、国民健康保険税を軽減する制度（法定軽減制度）が定められています。軽減の割合は、世帯の所得段階によって区分され、さらに、市町村の賦課総額に占める応益割総額の割合（応益割合）に応じて異なります。

医療分の応益割合（平成15年度国民健康保険税の賦課状況等に関する調査）

幕別町	応益割（49.2%）	応能割（50.8%）
更別村	応益割（29.8%）	応能割（70.2%）
忠類村	応益割（49.5%）	応能割（50.5%）

世帯の合計所得	市町村の応益割合		
	35%未満 （更別村）	45%以上～55%未満 （幕別町・忠類村）	35%以上 45%未満 55%以上
33万円以下	5割軽減	7割軽減	6割軽減
33万円 + 24.5万円 × (被保険者数 - 1) 以下	3割軽減	5割軽減	4割軽減
33万円 + 35万円 × 被保険者数 以下	軽減なし	2割軽減	軽減なし

地方税法施行令の改正（平成7年）に伴う経過措置として、当分の間、5割軽減を6割軽減に、3割軽減を4割軽減にすることができるものとされており、更別村については経過措置により6割軽減及び4割軽減を適用している。

（例）所得額が33万円、固定資産税額2.9万円、被保険者2名の場合（医療分のみ計算）

【幕別町】7割軽減を適用

所得割・・・(330,000円 - 330,000円（基礎控除） = 0円) $0 \times 8.5 / 100 = 0$ 円

資産割・・・29,000円 × 10/100 = 2,900円

均等割・・・30,000円 × 2名 = 60,000円 （軽減：60,000 × 0.7 = 42,000） 60,000 - 42,000 = 18,000円

平等割・・・36,000円 （軽減：36,000 × 0.7 = 25,200） 36,000 - 25,200 = 10,800円

軽減適用前の税額・・・所得割（0） + 資産割（2,900） + 均等割（60,000） + 平等割（36,000） = 98,900円（百円未満切り捨て）

軽減適用後の税額・・・所得割（0） + 資産割（2,900） + 均等割（18,000） + 平等割（10,800） = 31,700円（百円未満切り捨て）

67,200円の軽減

【更別村】6割軽減を適用（経過措置を適用中）

所得割・・・(330,000円 - 330,000円(基礎控除) = 0円) $0 \times 3.8 / 100 = \underline{0}$ 円

資産割・・・29,000円 $\times 35 / 100 = \underline{10,150}$ 円

均等割・・・16,000円 $\times 2$ 名 = 32,000円 (軽減: $32,000 \times 0.6 = 19,200$) $32,000 - 19,200 = \underline{12,800}$ 円

平等割・・・22,000円 (軽減: $22,000 \times 0.6 = 13,200$) $22,000 - 13,200 = \underline{8,800}$ 円

軽減適用前の税額・・・所得割(0) + 資産割(10,150) + 均等割(32,000) + 平等割(22,000) = 64,100円(百円未満切り捨て)

軽減適用後の税額・・・所得割(0) + 資産割(10,150) + 均等割(12,800) + 平等割(8,800) = 31,700円(百円未満切り捨て)
32,400円の軽減

【忠類村】7割軽減を適用

所得割・・・(330,000円 - 330,000円(基礎控除) = 0円) $0 \times 3.7 / 100 = \underline{0}$ 円

資産割・・・29,000円 $\times 30 / 100 = \underline{8,700}$ 円

均等割・・・24,000円 $\times 2$ 名 = 48,000円 (軽減: $48,000 \times 0.7 = 33,600$) $48,000 - 33,600 = \underline{14,400}$ 円

平等割・・・31,000円 (軽減: $31,000 \times 0.7 = 21,700$) $31,000 - 21,700 = \underline{9,300}$ 円

軽減適用前の税額・・・所得割(0) + 資産割(8,700) + 均等割(48,000) + 平等割(31,000) = 87,700円(百円未満切り捨て)

軽減適用後の税額・・・所得割(0) + 資産割(8,700) + 均等割(14,400) + 平等割(9,300) = 32,400円(百円未満切り捨て)
55,300円軽減

6. 保険給付

- (1) 療養の給付・・・病院などの窓口で保険証を提出すれば、総医療費のうち、年齢などに応じた一部負担金（自己負担割合は下記の表参照）を支払います。

その差額は、療養の給付として国保から負担されます。

年 齢	自己負担割合
70 歳以上	1 割
一定以上所得者	2 割
3 歳以上 70 歳未満	3 割
3 歳未満	2 割

(例) 3 歳以上 70 歳未満の場合

総医療費 (10,000 円)	
7,000 円 保険給付割合 (7 割)	3,000 円 自己負担割合 (3 割)

- (2) 療養費・・・次のような場合で、いったん全額負担したとき、国保の窓口へ申請し、審査で決定すれば、7 割（自己負担割合が 3 割の場合）が療養費として払い戻されます。

不慮の事故などで保健医療機関以外で治療を受けたケースや、旅先で急病になり保険証を持たずに治療を受けたとき

手術などで輸血に用いた生血代（医師が必要と認めた場合）

医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具代がかかったとき

はり・灸・マッサージなどの施術を受けたとき（医師の同意が必要）

骨折やねんざなどで柔道整復師の施術を受けたとき

海外渡航中に治療を受けたとき

- (3) 高額療養費・・・医療費の自己負担額が高額になったときは、自己負担限度額を超えた部分が高額療養費として、申請により支給されます。

- (4) 移送費・・・緊急その他やむを得ない事情により、医療を受けるために病院等に移送されて費用がかかったときは、申請により保険者が必要と認めた場合に支給されます。

- (5) 出産育児一時金・・・被保険者が出産したときに支給されます。

- (6) 葬祭費・・・被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人に支給されます。

国民健康保険事業の取扱いに関する法令

○地方税法（昭和25年法律226号）

（国民健康保険税）

第703条の4 国民健康保険を行う市町村（一部事務組合又は広域連合を設けて国民健康保険を行う場合においては、当該一部事務組合又は広域連合に加入している市町村）は、国民健康保険に要する費用（老人保健法の規定による拠出金及び介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用を含むものとし、国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあっては、当該一部事務組合又は広域連合の国民健康保険に要する費用（老人保健法の規定による拠出金及び介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用を含む。）の分賦金とする。次項において同じ。）に充てるため、国民健康保険の被保険者である世帯主に対し、国民健康保険税を課することができる。

2 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額は、国民健康保険の被保険者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用を除くものとし、国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあっては、当該一部事務組合又は広域連合の同法の規定による納付金の納付に要する費用の分賦金を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用（国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあっては、当該一部事務組合又は広域連合の同法の規定による納付金の納付に要する費用の分賦金とする。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。

3 国民健康保険税のうち国民健康保険法第8条の2に規定する被保険者（以下本節において「退職被保険者等」という。）以外の国民健康保険の被保険者（以下本節において「一般被保険者」という。）に係る国民健康保険税の標準基礎課税総額は、次に掲げる額の合算額（国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあっては、当該合算額のうち当該市町村の分賦金の額）とする。

(1) 当該年度の初日における一般被保険者に係る国民健康保険法の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の総額の見込額から当該療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の100分の65に相当する額

(2) 当該年度分の老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から次に掲げる額の合算額を控除した額

イ 当該年度分の老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用に係る国の負担金の見込額

ロ 当該年度分の国民健康保険法第70条第1項第2号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金相当額に当該年度の同号に規定する退職被保険者等加入割合を乗じて得た額

- 4 前項の標準基礎課税総額は、次の表の上欄に掲げる額の合計額のいずれかによるものとし、同表の上欄に掲げる額の標準基礎課税総額に対する標準割合は、それぞれ同表の中欄に掲げる所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。

所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額	所得割総額	100分の40
	資産割総額	100分の10
	被保険者均等割総額	100分の35
	世帯別平等割総額	100分の15
所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額	所得割総額	100分の50
	被保険者均等割総額	100分の35
	世帯別平等割総額	100分の15
所得割総額及び被保険者均等割総額	所得割総額	100分の50
	被保険者均等割総額	100分の50

- 17 第5項又は第12項の基礎課税額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第5項の基礎課税額と第12項の基礎課税額との合算額)は、53万円を超えることができない。

- 18 国民健康保険税のうち標準介護納付金課税総額は、当該年度分の介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額(国民健康保険を行う一部事務組合又は広域連合に加入している市町村にあっては、当該額のうち当該市町村の分賦金の額)とする。

- 19 前項の標準介護納付金課税総額は、次の表の上欄に掲げる額の合計額のいずれかによるものとし、同表の上欄に掲げる額の標準介護納付金課税総額に対する標準割合は、それぞれ同表の中欄に掲げる所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。

所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額	所得割総額	100分の40
	資産割総額	100分の10
	被保険者均等割総額	100分の35
	世帯別平等割総額	100分の15
所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額	所得割総額	100分の50
	被保険者均等割総額	100分の35
	世帯別平等割総額	100分の15
所得割総額及び被保険者均等割総額	所得割総額	100分の50
	被保険者均等割総額	100分の50

- 20 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額のうち介護納付金課税額は、前項の表の上欄に掲げる標準介護納付金課税総額の区分に応じ、介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額の合算額とする。

- 26 第20項の介護納付金課税額は、8万円を超えることができない。

(国民健康保険税の減額)

第703条の5 市町村は、国民健康保険税の納税義務者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとする。以下本条中山林所得金額の算定について同様とする。)及び山林所得金額の合算額が、第314条の2第2項に規定する金額に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者(当該納税義務者を除く。)の数に応じて政令で定める金額を加算した金額を超えない場合においては、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところによって、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとする。

- 2 前条第4項の被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合算額の一般被保険者に係る国民健康保険税の基礎課税総額に対する割合が政令で定める基準に該当する市町村は、前項の規定による減額がされない国民健康保険税の納税義務者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した同項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が政令で定める金額を超えない場合(当該市町村長が、これらの者の前年からの所得の状況の著しい変化等により国民健康保険税の減額が適当でないことを認めるときを除く。)においては、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところによって、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとする。

○地方税法施行令(昭和25年法律第245号)

(国民健康保険税の減額)

第56条の89 法第703条の5第1項に規定する政令で定める金額は、国民健康保険の被保険者一人について24万5千円とする。

- 2 法第703条の5第1項に規定する基準は、次のとおりとする。

- (1) 減額は、被保険者均等割額及び世帯別平等割額(世帯別平等割額を課さない市町村においては、被保険者均等割額)について行うこと。
(2) 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額にイ又はロに掲げる世帯の区分に応じそれぞれイ又はロに定める割合を乗じて得た額を基準として定めた額とすること。

イ 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯(イ)から(ハ)までに掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(イ)から(ハ)までに定める割合

- (イ) 前年度又は当該年度における法第703条の4第4項の被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合算額(世帯別平等割額を課さない市町村においては、被保険者均等割総額)の一般被保険者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第8条の2に規定する被保険者以外の国民健康保険の被保険者をいう。)に係る国民健康保険税の基礎課税総額に対する割合(以下「応益割合」という。)が100分の45以上100分の55未満の市町村 10分の7

(ロ) 前年度及び当該年度における応益割合が100分の35未満の市町村 10分の5

(ハ) (イ)及び(ロ)に掲げる市町村以外の市町村 10分の6

ロ イに掲げる世帯以外の世帯(イ)から(ハ)までに掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(イ)から(ハ)までに定める割合。

- (イ) 前年度又は当該年度における応益割合が100分の45以上100分の55未満の市町村 10分の5

(ロ) 前年度及び当該年度における応益割合が100分の35未満の市町村 10分の3

(ハ) (イ)及び(ロ)に掲げる市町村以外の市町村 10分の4

- 3 法第703条の5第2項に規定する政令で定める基準に該当する市町村は、前年度又は当該年度における応益割合が100分の45以上100分の55未満の市町村とする。
- 4 法第703条の5第2項に規定する政令で定める金額は、法第314条の2第2項に規定する金額に当該世帯に属する国民健康保険の被保険者の数に35万円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
- 5 法第703条の5第2項に規定する被保険者均等割額又は世帯別平等割額の減額に係る政令で定める基準は、次のとおりとする。
 - (1) 減額は、被保険者均等割額及び世帯別平等割額（世帯別平等割額を課さない市町村においては、被保険者均等割額）について行うこと。
 - (2) 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る被保険者均等割額又は世帯別平等割額に10分の2を乗じて得た額を基準として定めた額とすること。

附 則〔平成7年政令第150号〕

（施行期日）

第1条 この政令は、平成7年4月1日から施行する。

（地方税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第10条 前年度及び当該年度における応益割合（新地方税法施行令第56条の89第2項第2号イ（イ）に規定する応益割合をいう。）が100分の35未満の市町村は、同号の規定にかかわらず、当分の間、同号イ（ロ）に規定する割合を10分の6と、同号ロ（ロ）に規定する割合を10分の4とすることができる。

○市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

（地方税に関する特例）

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

○国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

（国民健康保険運営協議会）

第11条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

2 前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

（療養の給付）

第36条 市町村及び組合（以下「保険者」という。）は、被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。）の疾病及び負傷に関しては、次の各号に掲げる療養の給付を行う。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療
- (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

（療養費）

第54条 保険者は、療養の給付、入院時食事療養費の支給若しくは特定療養費の支給（以下この項及び次項において「療養の給付等」という。）を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等及び特定承認保険医療機関以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

2 保険者は、被保険者が被保険者証を提出しないで保険医療機関等又は特定承認保険医療機関について診療又は薬剤の支給を受けた場合において、被保険者証を提出しなかつたことが、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給するものとする。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

（移送費）

第54条の4 保険者は、被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。）が療養の給付（特定療養費に係る療養及び特別療養費に係る療養を含む。）を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、世帯主又は組合員に対し、移送費として、厚生労働省令の定めるところにより算定した額を支給する。

2 前項の移送費は、厚生労働省令の定めるところにより保険者が必要であると認める場合に限り、支給するものとする。

（高額療養費）

第57条の2 保険者は、被保険者の療養（食事療養を除く。次項において同じ。）に要した費用が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額療養費を支給する。ただし、当該療養について療養の給付、特定療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは特別療養費の支給又は第56条第2項の規定による差額の支給を受けなかつたときは、この限りでない。

(その他の給付)

第58条 保険者は、被保険者の出産及び死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。

(保健事業)

第82条 保険者は、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

2 保険者は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付けその他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、保険給付のために必要な事業、被保険者の療養又は出産のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

先進事例

みさやまし 篠山市(兵庫県)

- (1) 国民健康保険税の税率については、合併時に統一を図る。ただし、急激な負担増加とならないよう調整に努める。
- (2) 国民健康保険税の賦課及び減額については、現行のとおりとする。
- (3) 財政調整基金については、合併時に適切な額を持ち寄る。
- (4) 国民健康保険税の納期については、現行のとおりとし、納期前納付報奨金については、西紀町、丹南町及び今田町の例による。
- (5) 督促手数料については、篠山町の例による。
- (6) 保険給付事業については、現行のとおりとする。
- (7) 保健事業については、合併時に調整する。ただし、健康診査にかかる補助については篠山町の例によるものとし、2時間人間ドック補助については今田町の例による。

西東京市(東京都)

- (1) 賦課方式は、田無市の例により「保険料」とする。
- (2) 保険料率は、田無市の例による。ただし、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度はそれぞれ現行の税率及び料率を採用する。なお、新市において国民健康保険運営協議会を設置し、保険料率について検討を行い、合併する年度の翌々年度より新保険料率を設定するものとする。
- (3) 納期は、田無市の例による。ただし、合併する年度については、それぞれ旧市の例による。

ふじかわくちこまち 富士河口湖町(山梨県)

- (1) 国民健康保険事業については、新町においても積極的に保健事業、健康づくり事業を取り入れ、住民の健康管理を推進する。
- (2) 国民健康保険の税率については、合併する年度の翌年度から統一し、納期は8期とする。
- (3) 基金については、合併後の国民健康保険事業の運営に支障のない範囲でそれぞれ持ち寄る。

おおさきかみじまちょう
大崎上島町(広島県)

- (1) 国保運営協議会については、新町において調整する。
- (2) 保険給付の取扱いについては、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (3) 高額療養費の取扱いについては、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (4) 被保険者証の更新については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (5) 滞納世帯の被保険者証の更新については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- (6) 国民健康保険税(医療保険分)の取扱いについては、合併時までに急激な負担とならないように税率を定め、納期は木江町に合わせ、8期とする。
- (7) 国民健康保険税(2号介護保険者分)の取扱いについては、合併時までに急激な負担とならないように税率を定め、納期は木江町に合わせ、8期とする。

いなべ市(三重県)

- (1) 保険給付事業の一部負担金及び出産育児一時金については、4町に差異がないため、現行のとおりとし、葬祭費については、30,000円とする。
- (2) 保健事業については、4町の事業の現況を踏まえ、4町で相違のあるものは合併時までに調整し統一するものとし、4町で相違のないものは、現行どおり新市に引き継ぐものとする。
- (3) 保険料率については、統一を図るものとする。

しんぐうし くまのがわちよう きたやまむら
新宮市・熊野川町・北山村合併協議会(和歌山県 合併予定-平成17年1月)

- (1) 賦課方式については、新宮市の例により「保険税」とする。
- (2) 保険税率は、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度以降5年間の経過措置を設け、段階的に調整するものとし、平成22年度に統一する。納期については、合併する年度の翌年度より本算定のみ10期とする。
- (3) 保険給付事業の出産育児金については、現行のとおりとし、葬祭費については、新宮市の例による。
- (4) 保健事業については、新市において調整する。
- (5) 国民健康保険運営協議会については、新市において調整する。
- (6) 国民健康保険の基金については、新市における国保財政の健全化に資するため、合併時に3市町村の基金全額を持ち寄るものとする。